

## 独立監査人の監査報告書

平成23年4月20日

公益社団法人 日本証券アナリスト協会  
会長理事 稲野 和利 殿

清 泉 監 査 法 人

代 表 社 員 公 認 会 計 士 辺 土 名 厚 ㊟  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、社団法人日本証券アナリスト協会の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの平成22年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、正味財産増減計算書、キャッシュ・フロー計算書及び財産目録、並びに収支計算書（以下「財務諸表等」という。）について監査を行った。この財務諸表等の作成責任は理事者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、社団法人日本証券アナリスト協会の平成22年度末日現在の財政状態並びに同事業年度の正味財産増減及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- (2) 収支計算書は、「公益法人会計における内部管理事項について」（平成17年3月23日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ）に従って、社団法人日本証券アナリスト協会の平成22年度の収支の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

社団法人日本証券アナリスト協会と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 監査法人の都合により印影を省略しています。

# 監査報告書

公益社団法人 日本証券アナリスト協会  
会長理事 稲野 和利 殿

平成 23 年 4 月 26 日

公益社団法人 日本証券アナリスト協会

監事 久保 哲也

監事 新芝 宏之

監事 広瀬 雅行

私たちは、平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの平成 22 事業年度における業務及び会計の監査を実施したので、次のとおり報告する。

## 1. 監査方法の概要

- (1) 業務監査については、理事会に出席するとともに、理事から業務の報告を聴取し、関係書類の閲覧等必要と思われる監査手続きを実施して、理事の業務執行の妥当性を検討した。
- (2) 会計監査については、会計監査人である清泉監査法人から監査実施状況及び結果について報告を受け、財務諸表並びに収支計算書の妥当性を検討した。

## 2. 監査の結果

- (1) 事業報告書の内容は適正かつ正確であると認める。
- (2) 理事の業務執行に関し、不正行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はないと認める。
- (3) 会計監査人である清泉監査法人の財務諸表並びに収支計算書の監査の方法及び結果は妥当であると認める。

以上

(注) 都合により印影を省略しています。